

二 公休日及臨時休業三案九件
 (一) 本工部公休日ヲ教工部上同様ニセラレタキ事
 (二) 公休日(日十五日)以外ニ臨時休業ヲ其場合(台航)創シテ
 給セシメタキ事

三 解雇手戻制定ニ関スル件
 会社都合存シ解雇スル場合尤も手戻ニ依リ手戻ヲ支給スル事

(一) 雇入ヨリ六ヶ月未満ハ三十日分
 (二) 一年未満ハ六十日分
 (三) 一年以上ハ八ヶ月以上増減毎ニ五日分

四 労働時間三案九件

(一) 本工部労働時間ヲ教工部上同様ニセラレタキ事
 但し、賃金規程ハ規程ノままニセラレタキ事

(二) 定時(五時七時)ヨリ午後五時(午後六時)以外ニ労働時間ヲ許サハ
 労働時間見給ハ割五分ヲ支給セラレタキ事

五 工場衛生三案九件

(一) 工場内ノ空気を常に清潔ニ保テ居ル事
 (二) 工場内ノ塵埃ノ発生ヲ防止スル事
 (三) 工場内ノ騒音ノ発生ヲ防止スル事

附 世中條件

一 労働者中ノ健康ヲ支給セシメラレタキ事
 二 罷業中ノ生活費中ヲ負擔セシメラレタキ事
 三 争議中ノ生活費中ヲ負擔セシメラレタキ事
 以上

念組
 労働手戻議解決報告

此九州は又勤と怠の世理解の爲め、最も組織の困難な地とされ居たが、
 労働者連中は門司市田中、自念組造船所の鉄工、木工の両部より従業
 者約四百名、美しい人情の発露と現実の社会風潮に目覚め、認識されし
 後、同の奴隷的生活から脱し、人間生活に入る第一歩として、左の如き改善
 要求を、強硬にして、職中ノ採取以外に、資本主に一徹とし、敢て
 罷業を敢行して、凡ゆる迫害の中、戦ひを続けること十六日にして、去ル九日漸
 く左の條件にこれと先着を収めることとした

要求條項

- 一 労使扶助ニ関スル件 (承認)
- 二 労使扶助ニ関スル件 (承認)
- 三 公休日及臨時休業ニ関スル件 (承認)
- 四 水工部の公休日七時七時と同様にせらるること (承認)
- 五 公休日(日十五日)以外に臨時休業を至す場合一日の八割を支給せられたること (承認)
- 六 割金給
- 七 解雇手戻制定ニ関スル件 (承認)
- 八 雇入ヨリ六ヶ月未満ハ三十日分、一年未満ハ六十日分、一年以上ハ八ヶ月以上増減毎ニ五日分

(手戻解決後一月以内ニ制定)

四 労働時間ニ関スル件
 一 水工部の労働時間を鉄工部と同様にせられたること (現在、労働時間十三時四十分、十二時四十分)